



基本方針Ⅲ

～ 多様な主体の連携・協働の推進 ～

本市が経験した平成28年熊本地震においては、最大11万人に及ぶ市民が避難し、支援や配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦や外国人等を含む多くの方が不自由な避難所生活を余儀なくされました。

発災後、3年が経過し、最大約12,000世帯が入居されていた応急仮設住宅は、既に9割を超える世帯が退去されるなど、被災者の住まい再建は着実に進んでいます。

一方で、新たな地域での生活を始めたことに対する地域コミュニティからの孤立について不安を感じる方もおり、被災者の生活再建に向けた継続的な支援が必要です。

また、熊本地震により顕在化した住宅確保要配慮者の課題や、生活困窮者をはじめとした複合的な課題を抱えた方への支援、今後の高齢化の進展による認知症高齢者の増加など、社会情勢を踏まえた課題への対応や、熊本地震の教訓を活かした災害対応力の強化等、多くの課題についても対応が求められています。

「地域共生社会」の実現に向けては、若い世代を含む多様な主体がこれらの課題解決に向けて「**我が事**」として参画し、「**丸ごと**」つながる連携・協働により、包括的な支援や取組を実施していく必要があります。

施策方針1

連携による支援の充実

熊本地震の発生から3年が経過し、被災者の住まい再建は着実に進んでいます。

一方で、新たな地域での生活を始めたことに対する地域コミュニティからの孤立について不安を感じる方もいらっしゃいます。

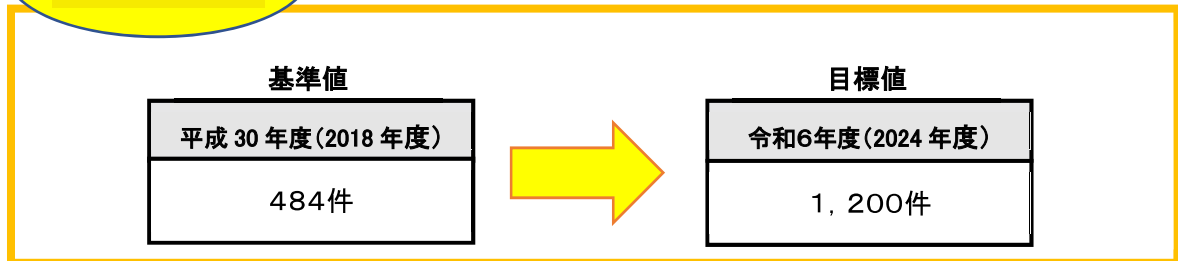
また、熊本地震の際には、社会的な孤立等を背景とした保証人の不在等による住宅確保に課題を抱えた方々の顕在化をはじめとし、生活困窮者等の複合的な課題を抱えた方から多くの相談が寄せられました。

あわせて、今後の高齢化の進展により、ゴミ出しや買い物等、ちょっとした日常生活の行動や判断能力に関して課題を抱える方が増加していくことが予測されます。

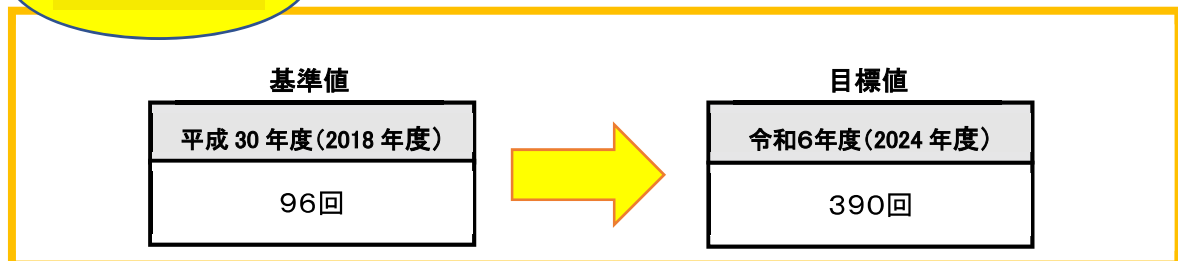
「地域共生社会」の実現に向けては、これらの課題を抱えた方が、安心して生活を送るために、多様な主体の連携により支援を充実させていくことが必要です。



成果指標① 「熊本市生活自立支援センター」の新規相談受付件数(年間)



成果指標② 住宅確保要配慮者への見守り訪問件数(年間)



基本方針Ⅲ－1－(1)

～ 被災者の生活再建に向けた継続的な支援 ～

現状と取組における課題

被災者に対する支援について、東日本大震災の被災地における健康調査を実施したところ、仮設団地に住んでいる被災者よりも、復興住宅等に転居した被災者の方が孤立を感じ、健康状態が悪くなる傾向があるという研究結果が報告されています。

本市においても、被災者の住まい再建が進んでいますが、新たな地域で住まい再建をされる方も多く、その中には地域コミュニティからの孤立について不安を感じている方もいらっしゃいます。

これらの被災者が新たな地域での生活再建を円滑に推し進めるためには、地域団体等と連携した孤立防止への支援や、一人ひとりの状況に合わせた心のケアを含め、切れ目のない健康支援の実施が必要です。



実施中の主な事業や取組

新たな地域コミュニティで生活を始めた被災者の孤立防止等に向けて、以下の事業や取組を行っています。

◇ 孤立防止に向けた支援

地域団体等や相談支援機関と連携した孤立防止に向けた支援を実施

【 主な事業や取組（福祉分野・熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課等	事業概要
高齢者見守り事業（地域包括ケアシステム推進経費）（再掲）	高齢福祉課	高齢者の実態把握を、高齢者支援センターささえりと民生委員・児童委員等との協働により実施している。高齢者の実態の更なる把握を進めるとともに、地域全体で高齢者を見守る仕組みづくりを行い、支援が必要な高齢者に対して適切なサービスにつなげていく。
ふれあい・いきいきサロン事業（再掲）	高齢福祉課 （熊本市社会福祉協議会）	参加者同士の交流や地域に住む高齢者の健康づくりを目的とし、地域公民館等で実施。
地域介護予防活動支援事業（くまもと元気くらぶ）（再掲）	高齢福祉課	住民主体の通いの場において、介護予防のための体操等の活動を自主的に行う団体の活動に対して支援を行う。
子育てサークル（再掲）	各区保健子ども課	参加者同士の交流や健康づくり、育児相談、育児支援を行う。
校区単位の健康まちづくり（再掲）	健康づくり推進課 各区保健子ども課 まちづくりセンター 他	住民同士の交流促進によるつながりづくりや、小学校区単位での健康課題の住民との共有、地域での推進組織の立ち上げなど、住民との協働による健康まちづくり活動を推進する。
障がい者相談支援センター（再掲）	障がい保健福祉課	障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がいのある方やそのご家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービス利用援助等の必要な支援を実施。
ゲートキーパー養成（再掲）	精神保健福祉室 こころの健康センター	自殺対策として、悩んでいる人、自殺を考えている人のSOSに「気づき、必要な支援につなげる人＝ゲートキーパー」の養成を行う。
緊急通報システム（再掲）	健康福祉政策課 高齢福祉課 障がい保健福祉課	独居高齢者等で、見守りの必要があると認められる方について、自宅等に通報システムを設置し、緊急時にボタンを押すことで緊急通報センターにつながり緊急対応を行う。

◇ 応急仮設住宅入居者に対する生活状況把握と校区保健師による健康支援

応急仮設住宅入居者に対し、アンケート調査を実施し、アンケート調査の結果、支援が必要と判断される場合には、校区担当保健師等の訪問等による支援を実施（令和元年度（2019年度）まで応急仮設住宅入居者に対するアンケート調査は熊本県が実施）。



第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 地域団体等や相談支援機関と連携した孤立防止に向けた支援【市・市社協】
- ◇ アンケート調査による状況把握・校区保健師による健康支援【市】

新たな地域で生活再建を行う被災者が、不安を感じることなく、地域コミュニティに円滑に移行できるよう、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、高齢者支援センターささえりあ、障がい者相談支援センター等と連携して引き続きの支援を行います。

あわせて、地域で孤立している被災者の有無を確認するため、応急仮設住宅退去者に対し、アンケート調査を実施し、アンケート調査の結果、支援が必要と判断される場合には、校区担当保健師等による訪問を行うなど、応急仮設住宅退去後も切れ目のない心のケアを含めた健康支援を行います。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
被災者の生活再建に向けた継続的な支援	行政	・アンケート調査による応急仮設住宅退去者の生活状況把握 ・必要に応じた校区保健師等の訪問による健康支援の実施
	市社協	・校区社協等と実施する地域住民の交流の場の開催への支援
	校区社協	・「ふれあい・いきいきサロン」等の地域住民と応急仮設住宅退去者の交流の場の開催を推進
	民生委員	・地域に住む応急仮設住宅退去者(高齢者等)への見守り



基本方針Ⅲ－１－（２）

～ 複合的な課題に対する相談窓口の充実 ～

現状と取組における課題

課題を抱える方の中には、それぞれの福祉分野単独の課題だけでなく、雇用や心身の健康、家族や社会との関係性等の複合的な課題を抱えている方もいます。

熊本地震後には、本市が設置した「地域支え合いセンター」等には、生活困窮者をはじめとした複合的な課題を抱えた方から、生活再建にかかる多くの相談がありました。

そのような複合的な課題を抱えた方に対しては、本人や世帯の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行っていくことが必要ですが、本市がそのような方への相談窓口として設置している「熊本市生活自立支援センター」については、設置が中央区1か所のみという状況から、相談者がアクセスしづらいといった課題や、潜在的な利用者のニーズがあるにも関わらず、体制が不十分であるため、積極的な周知・広報やアウトリーチによる早期発見の取組が十分に行えていないといった課題がありました。

実施中の主な事業や取組

生活困窮者等の複合的な課題を抱える人に対し、以下の事業や取組を行っています。

◇ 包括的な支援相談窓口の設置

・複合的な課題を抱えた方の相談窓口として「熊本市生活自立支援センター」を設置

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
・熊本市生活自立支援センター ・熊本市福祉相談支援センター（再掲）	保護管理援護課 中央区福祉課	中央区役所内に「熊本市生活自立支援センター」を設置し、生活困窮者自立支援事業を行うとともに、各区福祉課（中央区には「熊本市福祉相談支援センター」を設置）にて「福祉に関する総合相談」を実施することで、ワンストップでの相談機能を強化している。

◇ 一時的に生活資金等を必要とする人への支援

・離職等により、一時的に生活資金等を必要とする方への支援を実施

【 主な事業や取組（福祉分野・熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課等	事業概要
生活福祉資金貸付	熊本県社会福祉協議会 熊本市社会福祉協議会	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的として貸付及び相談支援を実施。



福祉金庫貸付	熊本市社会福祉協議会	民生委員・児童委員の援護活動に際し、生活保護世帯や生活困窮者の自立更生を目的として実施するもので、生活のつなぎ資金や就職に就くまでの必要資金及び家族の急病等特別な事情がある場合に貸付を実施。
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	子ども支援課	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対して資金を貸し付けることにより、資格取得を促進し、自立促進を図る。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子ども支援課	母子家庭等の経済的自立と生活の安定、児童福祉の向上を図るため各種資金の貸付を行う。
住居確保給付金	保護管理援護課	離職中で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住む家を失っている方、または失うおそれのある方を対象として、原則 3ヶ月間（状況に応じて最長 6 か月延長可能）、賃貸住宅等の家賃として住宅支援給付を支給するとともに、再就職に向けた支援を行う。

◇ 「貧困の連鎖」防止に向けた取組

- ・「貧困の連鎖」防止に向け、子どもに対し学習支援を実施

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
学習支援事業	保護管理援護課	親から子への「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護世帯の子ども（中学生）を中心に学習支援を行い、高校進学及び中退防止に向けた支援を行う。

◇ 多様な機関や地域と連携した支援の実施

- ・「熊本市生活自立支援センター」等にて策定した、自立に向けた支援プランに基づき、多様な機関や地域と連携した支援を実施

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
生活困窮者自立相談支援事業	保護管理援護課	「熊本市生活自立支援センター」では、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者本人及びその家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、関係機関との連絡調整を行い、必要に応じて生活困窮者の支援プランを作成した上で、プランに沿った包括的な支援を計画的に行っている。
就労準備支援事業	保護管理援護課	就労体験等を通じた訓練や生活習慣確立のための指導・ボランティア等を行うことで、日常・社会生活自立のための訓練を行う。
家計改善支援事業	保護管理援護課	家計収支等に関する課題の評価・分析をし、相談者の状況に応じた支援計画を作成する。また、法テラス等の関係機関の案内・手続きの支援や貸付の斡旋を行う。

第4次計画における方針と主な取組

主な取組

重点

- ◇ 「熊本市生活自立支援センター」の相談支援体制の充実【市】

- ◇ 多様な機関や地域との連携による自立に向けた支援の実施【市】



複合的な課題を抱えた方に対しては、その時々の方の本人や世帯の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行っていく必要があります。

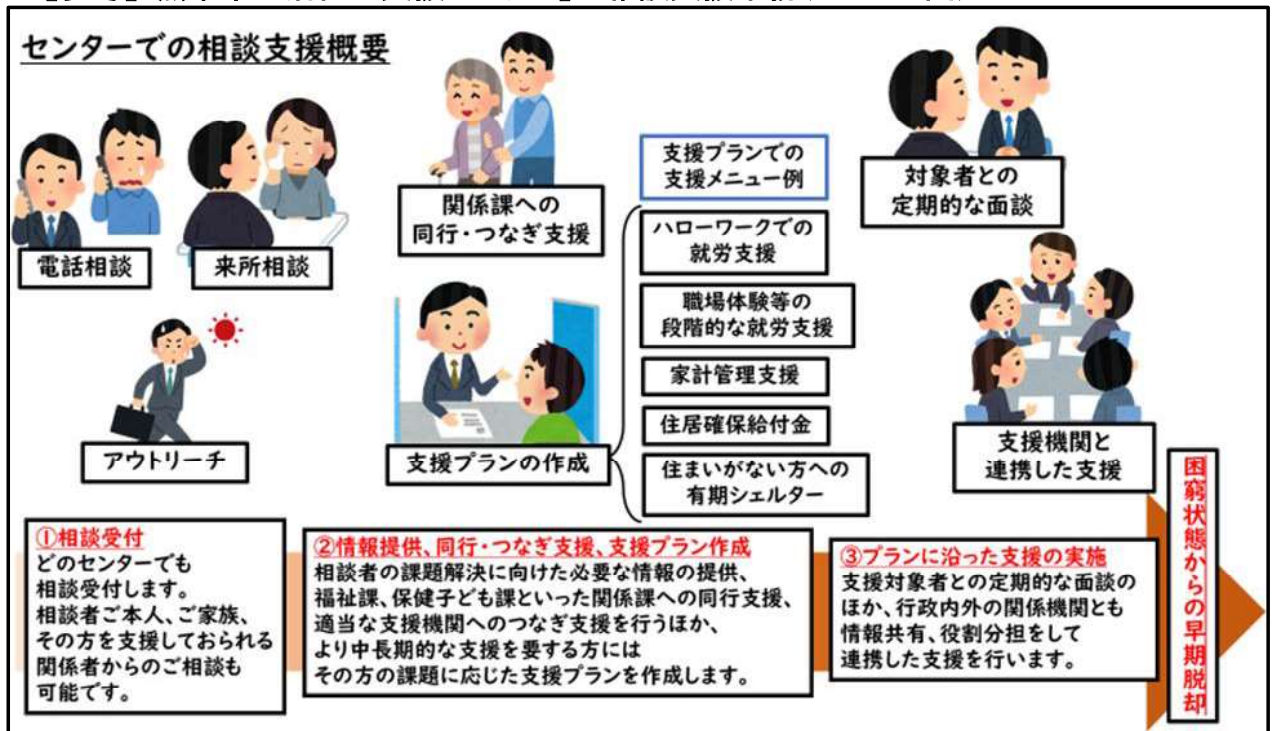
それについて、支援中の定期的な来所面談や支援終了後の見守り支援には、相談者の身近な各区役所等での支援体制の構築が必要であることに加え、課題を抱えた方を早期に発見するためのアウトリーチの実施や、災害公営住宅へ入居した被災者については、継続的なフォローアップの実施など、重点的な支援が求められていたことを踏まえ、「熊本市生活自立支援センター」の相談支援体制の充実を図ります。

あわせて、引き続き NPO 法人や法テラス、ハローワーク等の多様な機関や地域と連携し、複合的な課題を抱えた方への就労の場や参加の場といった「出口」づくりに努めることで、生活自立に向けた支援を実施します。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
複合的な課題 に対する相談 窓口の充実	行政	・「熊本市生活自立支援センター」の相談支援体制の充実 ・災害公営住宅へ入居した被災者についての継続的なフォローアップ等 ・NPO法人や法テラス、ハローワーク等の多様な機関や地域と連携した自立に向けた各種支援の実施

【参考】「熊本市生活自立支援センター」の相談支援業務(イメージ図)





基本方針Ⅲ－１－(3)

～ 住宅確保要配慮者への支援 ～

現状と取組における課題

本市では、高齢者、障がい者、子育て世帯、低額所得者、外国人といった、住宅を確保する際に課題を抱える方（以下、「住宅確保要配慮者」という。）から、「熊本市居住支援協議会」等に対し、住み替えに関する相談が多数寄せられています（図表28）。

そのような方の多くは、社会的な孤立等を背景とした保証人の不在や、入居に際してのマッチング等に課題を抱えていますが、そのような状況に対し、民間賃貸住宅では、賃貸人が住宅確保要配慮者の入居に対する不安を抱いていることが、住宅を確保するに際しての大きなハードルとなっています（図表29）。

特に熊本地震の際に、多くの方がそれまで生活していた住まいに居住できなくなり、新たな住まいの再建を行っていく中で、そのような課題についての相談が多く寄せられました。

被災者の住まい再建が進んだことで、入居相談数自体は減少の傾向にありますが、依然として、入居後においても賃貸人が課題を抱えた入居者の生活状況に不安を抱いている状況があります。

加えて、今後については引き続き高齢の単身世帯等が増加していくことが予測されるため、住宅確保要配慮者への支援の充実が求められています。

【 図表28 住宅確保要配慮者の相談対応状況 】

○ Safla-net(セーフラネット)あんしん住み替え相談窓口への相談件数

相談対応実績	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
相談会等※1（人）	28	124	86	140	161	141	307	160	133	1,280
フォロー対応※2（件）	7	167	77	312	517	746	463	799	456	3,544
成約件数※3（件）	0	12	15	30	41	33	63	27	19	240

※1：相談会及び電話相談窓口における相談人数

「熊本市居住支援協議会」調べ

※2：相談を受けてから、相談者へ物件紹介等の対応を行った累計数

※3：物件紹介を行ったものの中で、成約に至った件数

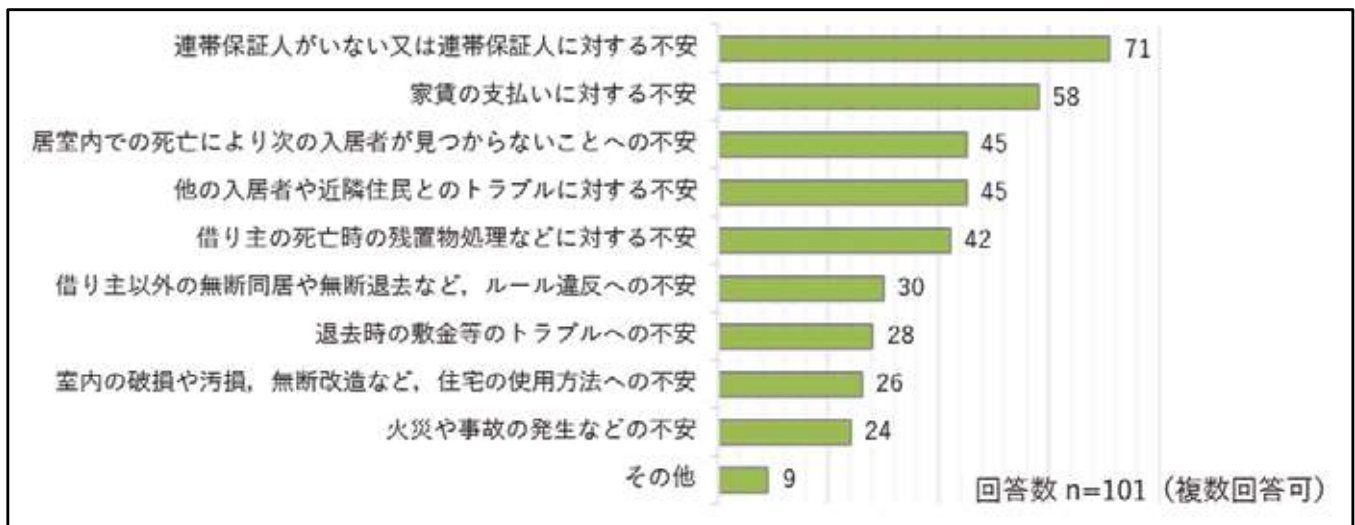
○ 熊本市社会福祉協議会への相談件数(住宅確保要配慮者支援事業)

	H29	H30	合計
相談者数(人)	601	331	932

「熊本市社会福祉協議会」調べ



【 図表29 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を断る主な理由 】



民間賃貸住宅の管理状況等に関するアンケート調査結果(H30(2018) 熊本市都市建設局住宅部住宅政策課)

実施中の主な事業や取組

住宅を確保する際に課題を抱える方に対し、以下の事業や取組を行っています。

◇ 住宅確保要配慮者への支援の実施

- ・ 住宅確保に課題を抱える方に対しての支援を実施

【 主な事業や取組（福祉分野・熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課等	事業概要
居住の安定確保支援事業	保護管理援護課 (熊本市社会福祉協議会)	保証人がいないことで賃貸借契約ができない恐れがある生活保護受給者を対象として、住宅扶助の代理納付の活用等により、安定的な家賃収入の確保について賃貸人の理解を得て、公営住宅のほか、既存の民間賃貸住宅への受け入れを促進するとともに、住み替え前後での社会資源へのつなぎ、熊本市社会福祉協議会が実施する「住宅確保要配慮者支援事業」(保証人代行業)へのつなぎや住み替え後の訪問等による定着支援まで、住み替えにかかる包括的な支援を行う。
住居確保給付金(再掲)	保護管理援護課	離職中で、あつて就労能力及び就労意欲のある方のうち、住む家を失っている方、または失うおそれのある方を対象として、原則3ヶ月間(状況に応じて最長6か月延長可能)、賃貸住宅等の家賃として住宅支援給付を支給するとともに、再就職に向けた支援を行う。

【 主な事業や取組（まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課等	事業概要
Saflant(セーフラネット)あんしん住み替え相談窓口(再掲)	住宅政策課	民間賃貸住宅への入居を拒まれるなど、居住に課題を抱える方の住み替えについて、熊本市居住支援協議会にて電話相談窓口の設置や相談会を実施。



住宅セーフティネットに関わる民間住宅の登録促進	住宅政策課	民間住宅を、セーフティネット住宅(住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅)や、居住支援協議会への協力物件としての登録を促進する。
市営住宅の供給	市営住宅課 (熊本市市営住宅管理センター)	計画的な整備や入居管理の適正化を行い、真に住宅に困窮する世帯へ住宅を供給する。

【 主な事業や取組 (熊本市社会福祉協議会) 】

事業名等	所管課等	事業概要
住宅確保要配慮者支援事業	熊本市社会福祉協議会	住宅確保要配慮者の地域生活の安定化に向けて、住まいを確保するための保証人となるとともに、関係機関の連携強化による継続的な見守り支援を行う。

第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 住宅確保要配慮者への見守り支援等の充実【市・市社協】
- ◇ 居住支援に関する情報共有と協議の実施【市・市社協】

これまで、住宅確保要配慮者への支援事業として、生活保護世帯については、本市が「居住の安定確保支援事業」を、また、熊本市社会福祉協議会が「住宅確保要配慮者支援事業」をそれぞれ実施してきましたが、それらの支援について一体的に推進し、被災者を含めた住宅確保要配慮者への支援の充実を図ります。

あわせて、民間賃貸住宅において円滑な入居を実現するためには、賃貸人の不安を解消する必要があるため、見守り支援等の充実を図るとともに、不動産関係者、居住支援団体及び本市等により構成される「熊本市居住支援協議会」において、居住支援に関する情報共有を行い、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居するために必要な施策について協議を行います。

また、近年、増加する外国人居住者(図表30)については、多言語での相談対応等が必要となるため、「熊本市外国人総合相談プラザ」と連携し、その支援を図ります。

【 連携する取組 】



事業名等	所管課等	事業概要
外国人受入環境整備事業	国際課	外国人に対し、受入れ環境の整備を行うことにより、多文化共生社会の実現に資することを目的とし、行政・生活全般の情報提供及び相談を多言語で行う一元的相談窓口として「熊本市外国人総合相談プラザ」を設置。



各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
住宅確保要配慮者への支援	行政	・住宅確保要配慮者に関する各事業の一体的推進 ・「熊本市外国人総合相談プラザ」においての多言語での対応 ・居住支援に関する情報共有と協議の実施
	市社協 (居住支援法人)	・賃貸住宅契約時に求められる保証を行い、入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援の実施 ・住宅確保要配慮者への見守り支援の実施 ・居住支援に関する情報共有と協議の実施
	民間事業者等	・居住支援に関する情報共有と協議の実施 ・住宅確保要配慮者の入居に関しての理解と協力

【図表30 本市に居住する外国人人口の推移】



熊本市総務局行政管理部総務課調べ



基本方針Ⅲ－１－（４）

～ 生活支援サービスの充実と権利擁護の推進 ～

現状と取組における課題

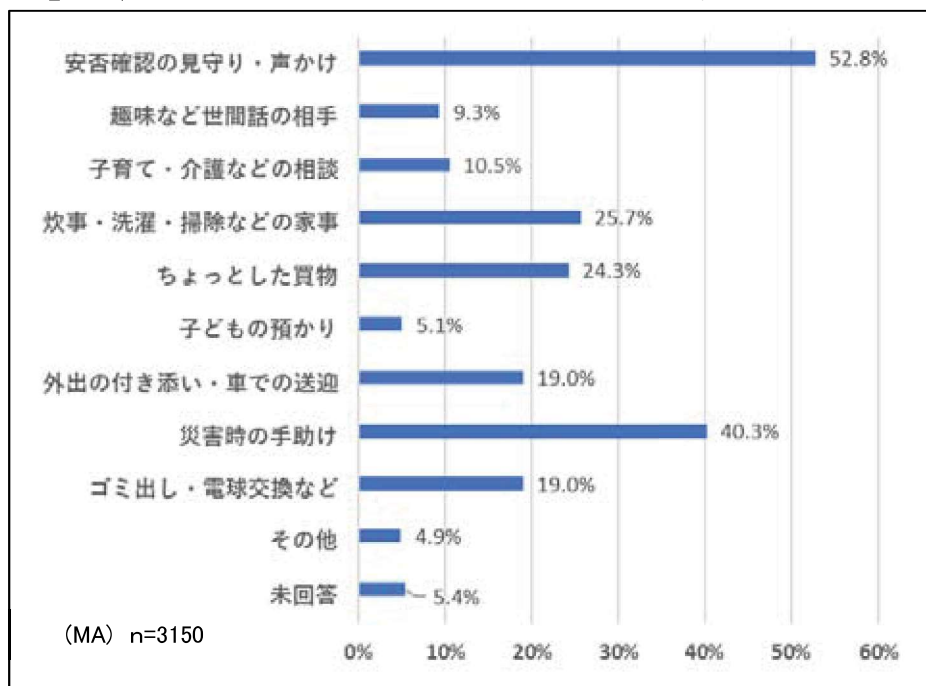
日常生活に課題を抱える地域住民等を支援していくには、住民主体で課題の解決を行う取組と、行政等の実施する公的なサービスや民間企業等が実施する取組を連携させた生活支援サービスを提供していく必要があります。

第4次計画の策定において行った市民アンケート調査においては、「日常生活が不自由になったときに必要な手助け」として、「安否確認の見守り・声かけ」、「災害時の手助け」に続き、日々、生活を送っていく中で必要な支援として、「炊事・洗濯・掃除」や「買物」、「ゴミ出し、電球交換など」のちょっとした家事への支援や「外出時の移動支援」が上位に挙げられました（図表31）。

また、今後の高齢化等の進展に伴い、認知症高齢者など、様々な場面での判断能力に不安を抱える方が増加することも予測されます。

このように、今後、課題を抱える方の生活支援サービスについては、その需要が拡大していくことが予測されますが、その一方、事業を実施するにあたっての人手不足や広報周知が課題として挙げられています。

【 図表31 日常生活が不自由になったときに必要な手助



「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定アンケート調査結果



実施中の主な事業や取組

日常生活に関する課題を抱える方等への支援として、以下の事業や取組を行っています。

◇ 日常生活において移動に困難を抱える方等への支援

- ・ 日常生活において移動に困難を抱える方等に対し、通院等にかかる支援を実施

【 主な事業や取組 （ 福祉分野 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
地域支え合い型移動支援サービス	高齢福祉課	主に介護保険の要支援 1.2 及び総合事業対象者が通院や買い物等をする場合において、地域住民が主体的に送迎前後の付き添い支援や通いの場への送迎を実施。
福祉有償運送	健康福祉政策課	タクシー等の運送事業者が以下の要件該当者の移送を行う(利用目的は自由)。本市は事業者の新規登録・更新、実績報告等にかかる「熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会」の運営(事務局)を実施。 【対象者】単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方 ・要介護3～5認定者、18歳以上の第1種身体障がい者、18歳未満の身体障害者手帳所持者、18歳以上の療育手帳 A 所持者、18歳未満の療育手帳所持者※その他、例外条件あり

【参考】 地域支え合い型サービスの実践例②

～ みんないっしょクラブ乗り合い号（託麻南2町内 自治会）～ (移動支援サービス)

【実施主体】みんないっしょクラブ

【対象者】みんないっしょクラブに加入する 75 歳以上の総合事業対象者・要支援者

【活動内容】

月1～2回開催される圏域内のサロンやおしゃべり会の会場での送迎サービスを平成 31 年(2019 年)3月より開始。利用料金は無料。運転は5人で担当し、運転者講習を受講。





◇ 高齢者や障がい者の社会参加の促進

- ・ 高齢者や障がいのある人に対し、外出時の移動に関する支援を行うことで、社会参加を促進

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

おでかけ IC カード	健康福祉政策課	市内を運行する路線バス、電車（JR 除く）、市電について、障がい者の方は 1 割、高齢者の方は 2 割の負担で利用することができる。※通勤・通学には利用不可。
障がい者福祉タクシー利用券	障がい保健福祉課	重度の障がいのある方々の生活拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部について助成する「障がい者福祉タクシー利用券」を交付。
障がい者燃料費助成券	障がい保健福祉課	1 人で外出ができず、熊本市優待証（さくらカード）、障がい者福祉タクシー利用券の利用ができない重度の障がい者の社会参加を促進するため、自家用車向けの燃料費助成券を交付。

◇ 日常生活（家事・ゴミ出し・買い物など）に課題を抱える方への支援

- ・ 要介護認定や障がいのある人、育児等を行うことが困難な家庭等に対して、日常生活に関する支援を実施

【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
地域支え合い型訪問サービス	高齢福祉課	介護予防を目的とし、住民ボランティア等の地域住民が主体的に、主に介護保険の要支援 1,2 及び総合事業対象者に対し、居宅において生活援助等の多様な支援を実施。
産後ホームヘルプサービス事業	子ども政策課	出産後の体調不良等や多胎出産で家事や育児を行うことが困難な家庭に、ホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。
養育支援家庭訪問事業	子ども政策課	養育支援が特に必要であると認められる家庭に対し、保健師、助産師又はホームヘルパー等が、その居宅を訪問し、養育に関する指導及び助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	子ども支援課	子育てのお手伝いをお願いしたい『依頼会員』と子育てのお手伝いをしたい『協力会員』が登録し、相互の援助活動を行う。 また、活動に必要な知識を習得するための講習会の実施及び希望する活動内容に合う会員同士のマッチングを行い、子育て援助活動の支援を行う。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども支援課	母子家庭・寡婦及び父子家庭の者が、通学や疾病、冠婚葬祭等により一時的に日常生活の援助や保育サービスが必要となる場合に、登録された家庭生活支援員を派遣し、身の回りの世話等を行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

【 主な事業や取組（まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課等	事業概要
ふれあい収集	廃棄物計画課 各クリーンセンター 各区総務企画課	要介護認定者や障がい者等のうち、ごみ出しが困難な世帯を対象に、それぞれの世帯の玄関先までごみを収集に伺う。
買い物弱者支援事業	商業金融課	平成 30 年度（2018 年度）に買物弱者の利便性向上に資する取組状況（実施主体・実施手法等）を調査し、地域における買い物手段・手法の“ガイドブック（手引き）”を作成。令和元年度（2019 年度）に同ガイドブック「お買い物サポート便利帳」の配布を実施。
買い物難民の解消に向けた地域説明会	北部まちづくりセンター	今後、さらに進行する高齢化社会に向け、買い物難民などの地域の困りごとを地域と共有することで、地域の意識向上に繋げ、課題解決に向けて地域と取り組む。



【 参考 】 ～「熊本市お買い物サポート便利帳」～



この冊子の目的

近年、身近な場所で買い物をすることができる店舗が少なくなっている地区が増えてきました。特に高齢者の方々は、自動車が運転できない等の理由で遠くの店舗まで足を運ぶことができず、買い物に対して不便に感じている方が大勢いらっしゃると思います。

そこでこの度、このような状況にある高齢者の方々をはじめ、買い物に困っている方々を支援するために、商店街や事業者が実施されている「商品の配達」や「自宅や店舗への送迎」といったサービスをまとめ、情報を提供することで、買い物の支援や経済の活性化につなげることを目的に、本冊子を作成いたしました。

ぜひ、積極的に活用していただきますようお願いいたします。

◇ 地域を基盤とした認知症高齢者等への支援

- ・ 判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、大切な書類等の預かりサービスを行い、生活上の問題を抱えた方の支援を地域と連携して実施

【 主な事業や取組（熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課等	事業概要
日常生活自立支援事業	熊本市社会福祉協議会	高齢、障がい等の理由により日常生活を送るにあたって必要な判断能力が不十分な方々の権利擁護に資するため、福祉サービスの利用に関する援助や金銭管理等により支援する。
地域生活支援員（再掲）	熊本市社会福祉協議会	専門的な知識を有する職員の指示を受け、認知症高齢者や知的・精神障がい者等の自宅や施設を定期的に訪問し、安心して生活できるように援助する。

第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 生活支援サービスの広報周知や事業実施における連携体制の構築【市・市社協】
- ◇ 判断能力が十分でない方への福祉サービスの利用援助の推進【市社協】



日常生活に関する課題を抱える方への支援については、これまで行政や地域住民等、または民間事業者等がそれぞれ取り組んできたところですが、今後の高齢化等の進展によってその需要は拡大していくことが予測されます。

今後、これらの取組を推進していくにあたっては、地域住民や民間事業者を含めた連携を推進していくとともに、それぞれの制度の利用状況等を踏まえ、役割分担についても検討を行っていきます。

あわせて、判断能力が十分でない方々が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、福祉サービスの利用援助等について、「日常生活自立支援事業」を推進するとともに、同事業の今後の展開については、増加が予測される需要に対して継続的なサービスを提供するため、その提供主体である地域住民中心の「地域生活支援員」の担い手確保に向けて取り組みます。

※ 権利擁護の推進に関して、「熊本市成年後見制度利用促進計画」については本計画の第5章に掲載しております。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
生活支援サービスの充実と権利擁護の推進	行政	「地域支え合い型サービス」等の地域団体等と連携した住民主体の生活支援サービスの運営支援や「福祉有償運送」等の事業者と連携した生活支援サービスの提供 - 生活支援サービスの広報周知 - 各主体の事業実施や広報周知等における連携体制の構築
	市社協	- 判断能力が十分でない方への福祉サービスの利用援助(「日常生活自立支援事業」)の推進 「地域生活支援員」の担い手確保
	校区社協	- 地域支え合い型サービス等、行政と連携した住民主体の生活支援サービスの提供 - 団体独自に実施するゴミ出し支援サービス等の推進
	民生委員	地域支え合い型サービス等、行政と連携した住民主体の生活支援サービスの提供
	地域団体	- 地域支え合い型サービス等、行政と連携した住民主体の生活支援サービスの提供 - 団体独自に実施するゴミ出し支援サービス等の推進
	地域住民	「地域生活支援員」への登録(研修への参加) - 周囲の困っている方へのちょっとした手助け
	民間事業者等	「福祉有償運送」等の行政と連携した生活支援サービスの提供 - 移動販売等の実施

施策方針2

協働で取り組む災害対応力の強化

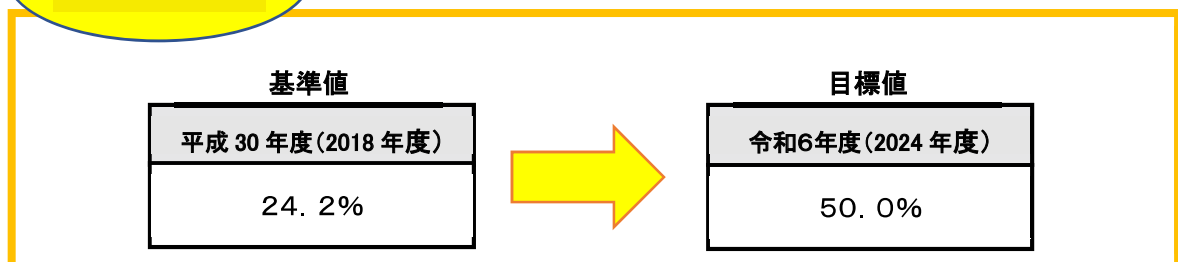
熊本地震においては、その災害規模の大きさから、行政が整備する名簿を使用しての十分な避難行動支援が行われなかったことや、特段の配慮を要する方の避難所の受け入れ態勢など、多くの課題が残りました。

その一方、避難所運営等においては、多くの市民が主体となり、地域の中で自主的なつながりを見せ、互いに支え助け合う「共助」の必要性、重要性が再認識されました。

熊本地震の教訓を踏まえ、発災時に地域力を最大限に活かした実効性のある支援が行えるよう、平常時から地域と協働で取組を推進していくことが求められています。

成果指標

避難行動要支援者数に占める災害時要援護者数の割合



基本方針Ⅲ－2－(1)

～ 避難行動支援の仕組みづくり ～

現状と取組における課題

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年(2013年)に災害対策基本法が改正され、災害時に実効性のある避難行動支援がなされるよう、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられました。

本市においても、「避難行動要支援者名簿」を作成・配備するとともに、災害時の安否確認や声かけ等により円滑な避難行動支援を実施するための「災害時要援護者避難支援制度」の充実を図ってきましたが、熊本地震においては、その災害規模の大きさから、名簿を活用した安否確認等、十分な避難行動支援が行われなかったこともあり、さらなる支援体制の構築を行い、制度を推進していくことが求められています。



しかしながら、一方で「災害時要援護者避難支援制度」の登録者数は平成27年度(2015年度)以降伸び悩んでおり、登録者の増加に向け新たな切り口での登録推進の取組が必要です(図表32、図表33)。

加えて、災害時の情報伝達手段である「防災無線」については、立地条件等によりその目的が十分に果たせていないといった課題も挙げられており、年々増加する外国人についても、避難勧告等の災害情報を把握することが困難であるため、的確な避難行動のための仕組みづくりが必要となっています。

【図表32 「災害時要援護者避難支援制度」登録者数の推移】

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
登録者数	7,576人	9,724人	9,409人	9,696人	9,325人

熊本市健康福祉局福祉部健康福祉政策課調べ

【図表33 「避難行動要支援者名簿」掲載者に占める災害時要援護者
避難支援制度登録者の割合の推移】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
「避難行動要支援者名簿」掲載者に占める災害時要援護者避難支援制度登録者の割合	26.8%	25.3%	23.9%	24.2%

熊本市健康福祉局福祉部健康福祉政策課調べ(※「第3次熊本市地域福祉計画」成果指標)

実施中の主な事業や取組

高齢者・障がい者等への災害時の円滑な避難行動支援を目的として、以下の事業や取組を行っています。

◇ 災害時に備えた名簿の整備

- ・「避難行動要支援者名簿」を区役所等に配備

【主な事業や取組（福祉分野・まちづくり分野等）】

事業名等	所管課等	事業概要
避難行動要支援者名簿	危機管理防災総室 健康福祉政策課	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、要件に該当する方が登録された「避難行動要支援者名簿」を本市が町内会単位で作成・保管し、避難支援等関係者へは非常時のみ同名簿の提供を実施することで、迅速な避難行動支援につなげる。



◇ 「災害時要援護者避難支援制度」への登録勧奨

- ・ 「災害時要援護者避難支援制度」の周知および制度への登録勧奨を推進

【 主な事業や取組（ 福祉分野・熊本市社会福祉協議会 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
災害時要援護者避難支援制度	健康福祉政策課 (熊本市社会福祉協議会)	申請者の情報を市で名簿化して地域関係者に提供し、平常時の見守りや災害時の避難支援体制の整備を行う。 【対象者】災害時に自力で避難することに支障のある在宅の方 ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症・寝たきり高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児、医療依存度の高い方 【依頼先】自治会長、自主防災クラブ長、民生委員・児童委員、校区社協長 等

◇ 災害時の避難情報等の伝達

- ・ 災害時に円滑な避難行動を促すため、「防災無線」等により災害情報を発信

【 主な事業や取組（ まちづくり分野等 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
防災行政無線及び緊急告知ラジオ	危機管理防災総室	避難勧告・指示、避難所開設状況等の情報を防災行政無線及び緊急告知ラジオで情報を発信する。緊急告知ラジオは有償配布。
エリアメールによる緊急情報の配信	危機管理防災総室	本市域を対象として発令する避難準備情報、避難勧告、避難指示等の緊急情報を、通信キャリアよりスマートフォン等に配信する。
災害時外国人支援システム(K-SAFE)	国際課	在住外国人・訪日外国人の事前登録者に対して、ホームページやメールでの多言語による災害支援情報の配信等を行う。

第4次計画における方針と主な取組



主な取組

- 重点** 「災害時要援護者避難支援制度」への登録勧奨を推進 【市・市社協】
- ◇ 災害時に備えた名簿の整備 【市】
 - ◇ 対象者に応じた災害情報の適切な伝達手段の確保 【市】

引き続き、災害時に備えた名簿の整備を行うとともに、災害情報の伝達に課題を残す対象者については、対象者に応じた伝達手段の確保について取り組んでいきます。

また、災害時の声かけ等による高齢者・障がい者等の円滑な避難行動支援を実施するための制度である「災害時要援護者避難支援制度」については、これまで主に対象者へ郵送にて案内文を送付し、登録を促してきましたが、登録者数が伸び悩んでいるため、各種相談支援機関や地域団体等と連携し、直接、対象者へ働きかけを行うことで、登録の推進を図ります。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
避難行動支援の仕組みづくり	行政	・災害時に備えた名簿の整備(「避難行動要支援者名簿」及び「災害時要援護者避難支援制度」における登録者名簿) ・対象者への郵送等及び地域団体等と連携した「災害時要援護者避難支援制度」への登録勧奨 ・対象者に応じた災害情報の適切な伝達手段の確保
	市社協	・地域団体等と連携した「災害時要援護者避難支援制度」への登録勧奨
	校区社協	・市が実施する「災害時要援護者避難支援制度」への登録勧奨への協力
	民生委員	・市が実施する「災害時要援護者避難支援制度」への登録勧奨への協力
	地域住民	「災害時要援護者避難支援制度」への登録(※制度の対象で、避難行動に支援を要する方)

【 参考 】 災害時要援護者避難支援制度のご案内

災害時要援護者避難支援制度のご案内

この制度は、ご自身の情報を、お住まいの地域の自治会や自主防災組織、民生委員などの地域関係者(団体)に提供し、市と地域で情報を共有することで、日頃の見守りや、災害時の支援体制づくりを行うものです。

1 対象となる方

災害時要援護者の申請の対象となる方は、次に掲げる人のうち、災害時に自力で避難することに支援のある**在宅の方**が対象となります。

- ① ひとり暮らしの高齢者(65歳以上)、高齢者のみの世帯
寝たきりの高齢者、認知症高齢者
- ② 障がいのある方
- ③ 妊産婦
- ④ 乳幼児
- ⑤ 医療依存度の高い方
(人工呼吸器装着者、在宅酸素使用者、人工血液透析者、特殊薬剤使用者等)

2 登録申請方法

登録を希望される方は申請書をご記入のうえ、専用の封筒でご郵送いただくか、裏面の相談窓口へご提出ください。

3 代理申請について

登録を希望される方が、障がい等の理由で申請書の記入・提出が困難である場合、ご本人の同意のもとに、親族の方等による申請が行えます(代筆可、押印要)。

4 登録内容の確認・変更

登録申請書を提出される際には、緊急連絡先や避難支援者の方に予め提出することの了承を受けておいてください。

また、登録申請いただいた内容に変更が生じた場合は、変更の手続きが必要となりますので、ご連絡くださいますようお願いいたします。

【変更手続きを要する場合(例)】

- ① 登録者本人の連絡先の変更
- ② 施設入所や家族との同居により支援が必要でなくなった場合
- ③ 身体状況の変化により避難所までの誘導が必要となった場合
- ④ 避難支援者の方、緊急連絡先の変更等

5 登録情報を共有し災害等に備えます

制度に登録された方の情報は、地域関係者(団体)や市関係機関等で共有化を図り、災害時に備えます。そのため、本制度の登録には、関係先への情報提供に関する同意が必要となります。



6 登録を希望される方へのお願い

この制度は、地域の助け合い(共助)による制度です。本制度に登録したからといって、災害時に必ず支援が行われるものではないことをご理解ください。

そのため、登録を希望される方も、避難支援者等による支援を待つだけではなく、基本的には「自らの身は自らで守る。」の心構えが必要です。そのためには、平常時から次のようなことを心がけるようにしましょう。

- ① 地域との積極的な交流
- ② 必要な支援内容の伝達
- ③ 避難経路の確認
- ④ 非常持ち出し品などの準備

また、登録申請時に、ご近所の方などで避難時の支援者になって頂ける方がおられましたら、申請書の「4 避難支援者」欄にご記入ください。

7 相談窓口

制度に関するご相談や申請受付は、下記窓口で行っております。

窓 口	住 所	連 絡 先
中央区役所 福祉課	熊本市中央区手取本町 1-1	096-328-2312
東区役所 福祉課	熊本市東区東本町 16-30	096-367-9127
西区役所 福祉課	熊本市西区小島 2 丁目 7-1	096-329-5403
南区役所 福祉課	熊本市南区富合町廣路 405-3	096-357-4129
北区役所 福祉課	熊本市北区榑木町岩野 238-1	096-272-1118
薩摩福祉政策課	熊本市中央区手取本町 1-1	096-328-2340 FAX:096-351-2183

(表面)

(裏面)



基本方針Ⅲ－2－(2)

～配慮を要する方の状況に応じた避難所の生活環境の整備～

現状と取組における課題

「福祉避難所」は、指定避難所等での避難生活を送ることが困難な特段の配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児等のための二次的避難先であり、「災害救助法」適用時に、協定を締結した社会福祉施設等において開設されます(図表34)。

熊本地震においては、広報・周知不足により、受入れの対象とならない一般の方が福祉避難所へ避難したことで、特段の配慮を要する方の受け入れができなかった事例や、福祉避難所への物資の供給・搬送に時間を要したことなど、多くの課題が明らかとなりました。

また、一次避難先である指定避難所等においても、専用スペースを確保するためのルールづくりなど、配慮を要する方が安心して避難生活を送るための取組が求められています。

【 図表34 福祉避難所等施設数(協定締結数)の推移 】

	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末
福祉避難所等施設数 (福祉子ども避難所含む)	176	176	176	193

熊本市健康福祉局福祉部健康福祉政策課調べ

実施中の主な事業や取組

指定避難所等において避難生活を送ることが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の避難所の生活環境整備を目的として以下の事業や取組を行っています。

◇ 「福祉避難所」の広報・周知

- ・ 本市ホームページにて「福祉避難所」への広報・周知を実施

◇ 「福祉避難所等の設置運営マニュアル」の整備

- ・ 「福祉避難所等の設置運営マニュアル」を改定し、社会福祉施設関係者への周知を実施

◇ 教育機関と連携した避難先の整備

- ・ 市内の特別支援学校と協定を締結し、新たに「福祉子ども避難所」を設置



【 主な事業や取組（福祉分野） 】

事業名等	所管課等	事業概要
福祉避難所	健康福祉政策課	災害発生時、特に配慮を要し、通常の避難所での避難生活が困難な者が避難生活を送ることができるように、障がい者福祉施設や高齢者福祉施設と協定を締結し、避難環境の整備を行う。 ※福祉避難所への避難にあたっては、市職員による判定が必要。
福祉子ども避難所	障がい保健福祉課	指定避難所等での生活が困難と判断される障がい児等とその家族を滞在させることを想定し、福祉避難所の一種として本市が定めたもので、災害対策基本法に定める災害が発生し、災害救助法が適用された場合に、必要に応じ、事前に協定を締結した熊本市内にある特別支援学校内に設置する。
災害派遣精神医療チーム(DPAT)	精神保健福祉室	精神科医療機関の被災、それに伴う入院患者の移送、避難所での診療の必要性など、被災地域における精神保健医療の支援を行う。

◇ 配慮を要する方の避難先の充実

- ・「災害救助法」適用時以外にも、配慮を要する方の利用が可能な避難先の充実を推進

【 主な事業や取組（熊本市社会福祉協議会） 】

事業名等	所管課等	事業概要
自主避難サポート事業（旧：高齢者SOSサービス事業）	熊本市社会福祉協議会	事前に登録した高齢者等を対象に、強風や大雨等の災害に際し、近隣の社会福祉施設等への一時的な避難先を確保する。

第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 「福祉避難所等の設置運営マニュアル」を用いた訓練の実施 【市】
- ◇ 避難生活に特段の配慮を要する方の避難先の確保 【市・市社協】
- ◇ 「福祉避難所」等の広報・周知の推進 【市】

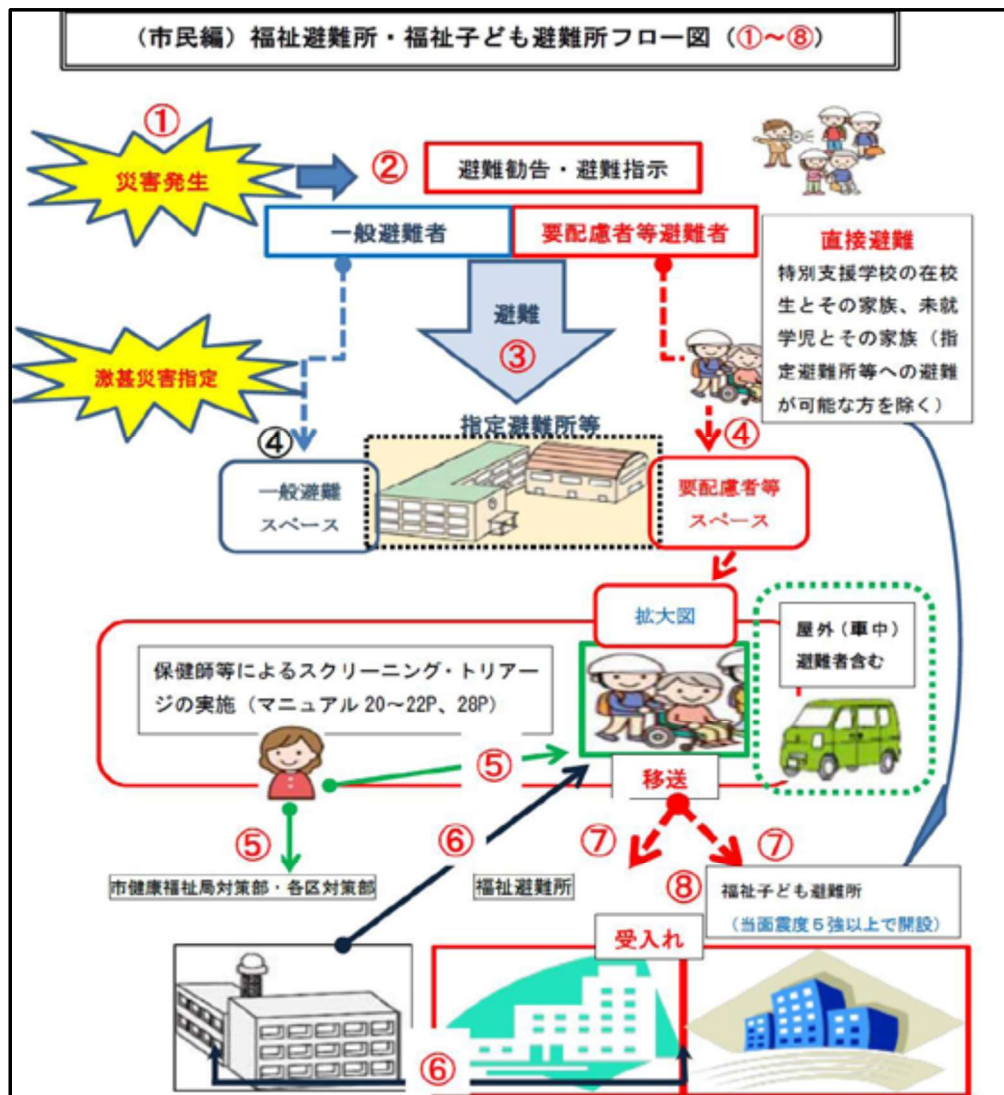
熊本地震の経験を踏まえた制度の見直しや新設等を行っていますが、災害発生時において配慮を要する方に対する確かな対応を行うには、継続的な訓練を実施し、それを踏まえたマニュアルの整備等を行っていくことが必要です。

また、高齢化の進展が見込まれる状況においては、避難生活に特段の配慮を要する方の増加が予測されるため、「福祉避難所」についての理解促進のための広報・周知を推進するとともに、引き続き、社会福祉施設等に働きかけを行うことで、避難先の確保を図ります。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
配慮を要する方の状況に応じた避難所の生活環境の整備	行政	「福祉避難所等の設置運営マニュアル」を用いた訓練の実施 「福祉避難所」等にかかる協定締結施設の新規確保 「福祉避難所」等の広報・周知
	市社協	「自主避難サポート事業」にかかる避難先の確保
	社会福祉法人	「福祉避難所等の設置運営マニュアル」を用いた訓練への協力 - 災害時の避難生活に特段の配慮を要する方の受入れへの協力
	地域住民	「福祉避難所」等への理解

【 参考 】 (市民編)福祉避難所・福祉子ども避難所フロー



「福祉避難所等の設置運営マニュアル」(熊本市健康福祉局福祉部健康福祉政策課)より抜粋



基本方針Ⅲ－2－(3)

～ 多様な主体の協働による災害支援体制の構築 ～

現状と取組における課題

災害時に設置する「災害ボランティアセンター」について、熊本地震の際は、本震の発災から 6 日後に開設され、約 7 ヶ月間で約 38,000 人の個人ボランティア等を受け入れることで、行政等のみではなし得ない、多くの力を集結させた協働での災害復旧支援が行われました。

また、本市が推進する「災害時要援護者避難支援制度」は、発災時に高齢者・障がい者等の円滑な避難行動支援が実施されることを目的とした制度ですが、その目的を十分に達成するには、災害時要援護者と地域との日常的なつながりづくりが重要となります。

あわせて本市においては、熊本地震の経験を踏まえ「校区防災連絡会」の設置を推進することで、災害時に迅速な避難所の開設・運営ができるよう、日頃からの防災体制の強化に取り組んでいます。

このように、災害に対しては、発災時のみならず平常時から様々な主体が連携し、協働で取組を推進していく必要があります。

【参考】「校区防災連絡会」の設置を推進

災害時に迅速な避難所の開設・運営ができるよう、平成 29 年度(2017 年度)から小学校区ごとに「校区防災連絡会」の設置を推進することで、地域在住の市職員と地域(校区自治協議会等)、避難所の施設管理者が、日頃から「顔の見える関係づくり」を目指すとともに、「避難所運営委員会」を組織し、地域の特性を活かした「避難所運営マニュアル」を作成することで、平常時からの防災体制の強化に取り組んでいます。





実施中の主な事業や取組

災害時の備えを目的として、平常時から以下の事業や取組を行っています。

◇ 地域団体等と連携した「災害時要援護者避難支援制度」の推進

- ・ 地域団体等と連携し、登録者の避難支援方法等を記載した個別避難支援プランの作成を実施

【 主な事業や取組（ 福祉分野・熊本市社会福祉協議会 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
災害時要援護者 避難支援制度 (再掲)	健康福祉政策課 (熊本市社会福祉協議会)	申請者の情報を市で名簿化して地域関係者に提供し、平常時の見守りや災害時の避難支援体制の整備を行う。 【対象者】災害時に自力で避難することに支障のある在宅の方 ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症・寝たきり高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児、医療依存度の高い方 【提供先】自治会長、自主防災クラブ長、民生委員・児童委員、校区社協長 等

◇ 災害時の備えについて研修会等での情報提供を実施

- ・ 健康づくりに関するイベントや研修会においてリーフレット配布等を実施し、災害時の備えについての情報を提供

【 主な事業や取組（ 福祉分野 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
歯と口の健康週間事業	健康づくり推進課	イベント等において「災害時の口腔ケアコーナー」等を設置し、水がない時の口腔ケア方法や災害の備えについて情報提供を行う。
健康フェスティバル	健康づくり推進課	
食生活改善推進事業(地区組織活動支援)	東区保健子ども課	非常時の食の備えについて、研修会等で情報提供を行う。
子どもの食育推進ネットワーク東エリアを活用した食育の推進事業	東区保健子ども課	食料備蓄やパッキング等について啓発するためのリーフレットを作成し活用する。

◇ 「災害ボランティアセンター」の取組

- ・ 災害時に設置する「災害ボランティアセンター」の役割について、関係者が共通認識を持ち、災害時に迅速かつ効果的な運営が行える体制づくりを推進

【 主な事業や取組（ 熊本市社会福祉協議会 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
災害ボランティアセンター	熊本市社会福祉協議会 地域活動推進課	災害時に市からの依頼により設置し、災害ボランティアの受け入れ・マッチングを行い、(ニーズに応じた)日常生活復旧へ向けた被災者支援活動等を行う。



第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 「校区防災連絡会」等と連携した要配慮者支援体制の構築【市・市社協】
- ◇ 災害時に迅速かつ効率的に「災害ボランティアセンター」を運営する仕組みづくり【市社協】

発災時に円滑な避難行動支援を実施するためには、地域における防災訓練等において、「災害時要援護者避難支援制度」における登録者名簿等を活用し、名簿への登録者を含めた要配慮者の避難行動支援を想定した取組を実施していくこと等が重要であるため、「校区防災連絡会」等との連携を推進することで、その支援体制の構築を図ります。

また、「災害ボランティアセンター」については、災害時に迅速かつ効率的な運営ができるよう、継続的な訓練の実施等に取り組むとともに、災害ボランティアのより円滑な受入れを図るため、受付時のアプリの導入等について検討を行います。

【 連携する取組 】



事業名等	所管課等	事業概要
校区防災連絡会開催支援	危機管理防災総室	校区防災連絡会の設立支援、会議開催支援、防災訓練等への支援を行う。
避難所運営委員会の設置推進	危機管理防災総室	避難所運営委員会の設立支援、会議開催支援、防災訓練等への支援を行う。
地域版ハザードマップの作製	各区総務企画課	地域住民が災害を自分自身の問題ととらえ、災害発生や避難の視点から地域(町内)の問題点の検証を行い、住民のつながりや地域防災力を高めるためのハザードマップ作成を支援する。
防災組織(校区防災連絡会、自主防災クラブ等)による防災訓練の実施	各区総務企画課	防災訓練や啓発活動等を通じ、防災情報の紹介や避難行動について住民に周知する。
みんながつながる「わがまち」支援事業	飽田まちづくりセンター	子どもから大人までが共に楽しく防災を学べる機会を提供することで、地域での相互交流を深め、安心して暮らすことができる「共助意識」の築かれた地域コミュニティの活性化を図る。



【地域の主体的な取組】

～ 地域で取り組む要配慮者への支援 ～

（託麻原校区）

託麻原校区では、地域で作成したハザードマップに、「災害時要援護者避難支援制度」の登録者や登録者以外にも地域で気にかけている方とそれに対する支援者をマッピングし、各町内自治会長と協働で、要配慮者ごとの指定避難所までのルートを作成しています。



表記については、地域住民にもわかりやすいように心掛け、日頃から災害時に備えた準備を校区全体で取組んでいます。

またマップには、非常時の持ち出し品の確認等、災害時に慌てずに行動できるよう留意事項等を掲載しています。

この活動を通じて日頃の見守りと地域防災力向上を目指しています。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
多様な主体の協働による災害支援体制の構築	行政	- 要配慮者の避難行動支援を想定した訓練等の実施 - 地域団体等と連携した「災害時要援護者避難支援制度」登録者の個別避難支援プランの作成
	市社協	「災害ボランティアセンター」の設置にかかる訓練の実施 - 災害ボランティアのより円滑な受入れ方法の検討(受付時のアプリの導入 など)
	校区社協	- 要配慮者の避難行動支援を想定した訓練等への協力 「災害時要援護者避難支援制度」登録者の個別避難支援プランの作成への協力 - 見守り活動等による潜在的な要配慮者の把握
	民生委員	- 見守り活動等による潜在的な要配慮者の把握 「災害時要援護者避難支援制度」登録者の個別避難支援プランの作成への協力
	地域団体	「校区防災連絡会」の設置や「避難所運営委員会」による平常時からの防災体制の強化 「災害時要援護者避難支援制度」登録者の個別避難支援プランの作成への協力
	地域住民	- 災害訓練等への積極的な参加 - 災害に備えた備蓄や避難経路の確認



施策方針3

包括的な支援に向けた多様な主体とのネットワークの構築

「地域共生社会」の実現に向けては、「住民に身近な地域での支え合い体制」を構築するとともに、生活困窮者をはじめとした複合的な課題を抱えた方や認知症高齢者の支援、災害対応力の強化等について、包括的な取組を実施していく必要があります。

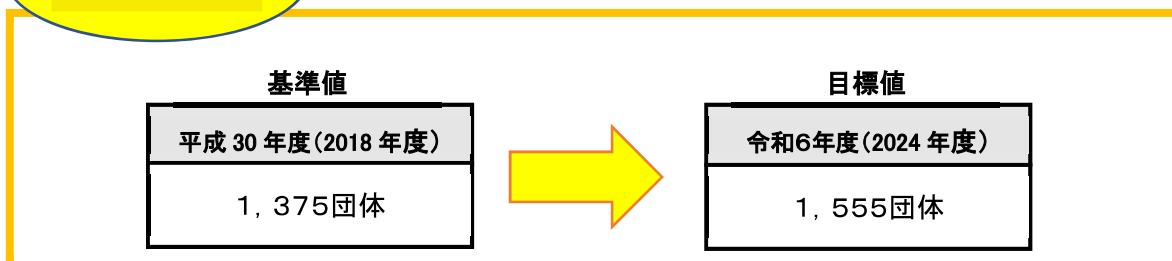
また、先般、改正された社会福祉法においては、その重点的な項目として社会福祉法人の「地域貢献」が盛り込まれ、地域福祉の分野において、その果たす役割には大きな期待が寄せられています。

あわせて、これまで本市では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「校区単位の健康まちづくり」等の取組において、医療機関や研究機関、民間事業者等と連携し、地域に密着した取組を展開してきました。

本市における「地域共生社会」の実現に向けては、これらの様々な主体の連携・協働を促進し、その実現に向けて取り組むことが重要となります。

成果指標

「赤い羽根共同募金」を行った団体数（年間）



基本方針Ⅲ－3－(1)

～ 包括的な支援を実現するための協議体の整備 ～

現状と取組における課題

本市における「地域共生社会」に向けて、生活困窮者をはじめとした複合的な課題を抱えた個人や世帯への支援、熊本地震の教訓を活かした災害対応力の強化等については、分野に捉われず、様々な主体が連携し、それぞれが実施する取組や活用が可能な資源を適切に組み合わせ



て取り組んでいく必要があります(テーマ型アプローチの推進)。

取組を推進するにあたり、組み合わせが想定される取組等は膨大な数に及びますが、そのような状況において、それらの数多くの取組や資源等のなかで、真に連携が必要なものについて、また新たに構築が必要な仕組み等について総合的に検討し、推進していく体制が必要となります。

実施中の主な事業や取組

市全体のニーズの把握や課題の整理、各種事業の進捗管理、推進体制の整備等を協議するため、以下の事業や取組を行っています。

◇ 地域における様々な課題に対し、新たな仕組み等の検討を行う協議体の整備

- ・ 高齢者、障がい者、生活困窮者等の分野毎に市全体のニーズの把握や課題の整理、各種事業の進捗管理、推進体制の整備等を協議するための協議体を整備

【 主な事業や取組 (福祉分野) 】

事業名等	所管課等	事業概要
地域包括ケアシステム推進会議(再掲)	高齢福祉課	住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステム(地域において医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する体制をいう。)の構築を図ることを目的とし、日常生活圏域レベル、区レベル、市レベルそれぞれで設置。
生活困窮者関係機関等連絡会議	保護管理援護課	地域における生活困窮者への支援体制に関する課題について、庁外を含めた関係機関と情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行う。 【庁外関係機関】熊本市社会福祉協議会、社会福祉法人 グリーンコープ、法テラス熊本、熊本市地域包括支援センター連絡協議会、熊本市居住支援協議会、熊本市公共職業安定所、くまもと若者サポートステーション、熊本市民生委員児童委員協議会
熊本市障がい者自立支援協議会	障がい保健福祉課	障がい者及び障がい児が、能力及び適性に応じ、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、適正な相談支援事業の実施、地域の関係機関によるネットワークの強化及び社会資源の開発、改善等を推進することを目的として設置する。
熊本市障害者施策推進協議会	障がい保健福祉課	障害者基本法に基づき設置する本市の附属機関で、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する調査審議等を行う。
精神障がい者地域移行支援部会	精神保健福祉室	精神障がい者を対象とし、課題について情報を共有し、関係機関との連携により、精神障がい者への支援体制を整備することを目的に協議等を実施する(熊本市障がい者自立支援協議会へ意見等を反映する)。
地域精神保健福祉連絡協議会	精神保健福祉室	精神障がい者の社会復帰及び自立、並びに社会参加の促進を図るため、熊本市精神保健福祉連絡協議会を設置する。
熊本市自殺対策連絡協議会(再掲)	精神保健福祉室	熊本市における自殺者数の減少を図るため、関係機関等が連携し、自殺対策を総合的に推進することを目的として、熊本市自殺対策連絡協議会を設置する。
子育てほっとステーションネットワーク会議(再掲)	子ども支援課 総合子育て支援センター	市全体や各区毎などに会議や研修会を開催するほか、虐待予防に関する研修会などを実施。



校区単位の健康まちづくり（再掲）	健康づくり推進課 各区保健子ども課 まちづくりセンター 他	誰もが住み慣れた地域で、健康で暮らし続けることを目指し、小学校区単位での健康課題の住民との共有、地域での推進組織の立ち上げなど、住民との協働による健康まちづくり活動を推進する。
熊本市社会福祉審議会	健康福祉政策課	社会福祉法に基づき設置する、社会福祉に関する事項を調査審議する附属機関。

【 主な事業や取組（まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課等	事業概要
地域ニーズ反映の仕組み	地域政策課	まちづくりセンター等が把握した地域ニーズのうち重要課題について、区役所関係課と各局事業所管部署で協議を行い、事業化・予算化・制度化につなげる仕組み。

第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 「地域共生社会」の実現に向けた支援や新たな仕組等の継続的な検討【市】
- ◇ 様々な課題に対して包括的な支援を実施するための協議体の整備【市】

「地域共生社会」の実現に向けては、分野に捉われず、個人や世帯、地域が抱える課題や解決に向けて必要とする支援を包括的に検討し、整理や新たな仕組みづくりを行うとともに、様々な主体が協働して支援を実施するための推進体制が必要になります。

そのために、これまで子育てや高齢者福祉等、分野毎に設置してきた既存の協議体間の情報共有を促進するとともに、機能拡充や構成メンバーの見直し等について検討していきます。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割（期待されること）
協議体の整備 実現するための 包括的な支援を	行政	・「地域共生社会」の実現に向けた支援や新たな仕組等の継続的な検討 ・包括的な支援実施のための、各種協議体の機能拡充や構成メンバーの見直し等の検討



基本方針Ⅲ－3－(2)

～ 社会福祉法人と連携した地域支援ネットワークの構築 ～

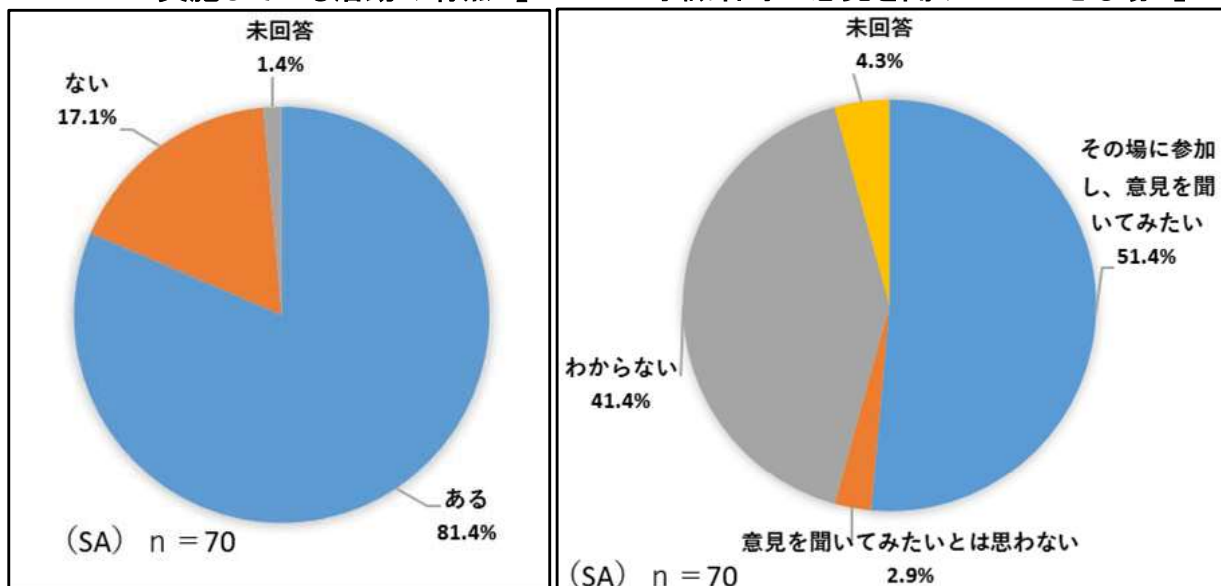
現状と取組における課題

社会福祉事業の担い手である社会福祉法人は、これまで地域福祉活動を推進するための様々な取組を行ってきました。

先般の社会福祉法の改正では、社会福祉充実残額を有する社会福祉法人については、社会福祉事業または地域公益事業等を実施し、地域に還元・貢献をすることについて新たに規定がなされ、地域福祉の分野において、その果たす役割には大きな期待が寄せられています。

社会福祉法人においても、地域との連携した取組について、連携方法の一層の検討がされており(図表35、図表36)、今後、人口減少や高齢化により、地域福祉活動を支える社会資源の減少が見込まれる状況に対し、社会福祉法人と連携して新たな社会資源を創出することで、「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

【 図表35 地域の団体や住民と連携して実施している活動の有無 】 【 図表36 地域との連携の在り方等について学識者等に意見を聞くことができる場 】



「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定アンケート調査結果

実施中の主な事業や取組

社会福祉法人の活動支援や地域における新たな社会資源の創出等を目的として以下の事業や取組を行っています。



◇「地域協議会」の設置

- ・「地域協議会」を新たに設置し、社会福祉法人が地域公益事業を行うにあたり、学識経験者や地域福祉活動関係者への意見聴取を行うことが出来る場を設置

【 主な事業や取組 （ 福祉分野・熊本市社会福祉協議会 ） 】

事業名等	所管課等	事業概要
地域協議会	健康福祉政策課 (熊本市社会福祉協議会)	社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人が、地域公益事業(住民に対し無料・低額料金で需要に応じた福祉サービスを提供する事業)を行う場合に、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴取するために開催する。

【 参考 】 地域協議会について

1. 地域協議会とその目的

- 「地域協議会」とは改正社会福祉法(平成29年4月1日施行)によって設置が求められた、地域公益事業を行う社会福祉法人がその取組内容に対する意見聴取を行う場である。
- 法人の取組内容に対して、円滑かつ公正な意見聴取が行われ、地域の福祉ニーズが的確に反映されることを目的とする。

※地域公益事業とは

日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じて提供する福祉サービス

＜例＞・介護保険制度外の生活支援サービス・在宅支援事業

⇒介護保険制度外の通院支援、見守り支援、家事支援など

・低所得世帯等に対する生活支援の実施

⇒低所得者への相談支援、就労支援など

2. 地域協議会の構成員等



3. 協議内容

- ①地域の福祉課題や福祉ニーズについて
 - ②把握した課題や福祉ニーズが取組内容に適切に反映されているかについて
 - ③実施体制の調整等(複数の法人が連携・協働して取組を実施することの検討・調整など)
- (※ただし、地域協議会における討議の内容は、社会福祉法人が自ら地域公益事業を行う上で、斟酌すべき参考意見ではあるが、他方、法人の経営の自主性は最大限尊重されるべきであることに留意が必要)



～ 社会福祉法人の地域公益事業について ～

◆第1回地域協議会で協議した取組(託麻会の取組)

【法人名】社会福祉法人 託麻会

【事業名】高齢者等支援事業

【事業目的】託麻6地区民児協と連携して高齢単身者、
高齢夫婦、低所得世帯の見守り活動、通院、
買い物同行等の支援を原則無料で実施。

【事業内容】①在宅で家族等の方が不在となる時間帯の
見守り支援
②通院や買い物等の外出の際の同行支援
③定期的な巡回見守り
など地域ニーズを踏まえて内容は充実していく。
対象者:介護保険の対象外であること。低所得者や
独居、高齢夫婦など、地区担当の民生委員・
児童委員が支援が必要と判断した方。



◆第2回地域協議会で協議した取組(愛誠会の取組)

【法人名】社会福祉法人 愛誠会

【事業名】学童保育・健康体操・出張演劇事業

【事業目的】①家族形態の変化や共働き等により保護者が昼間家庭にいない状況となる小学生の健全な育成を図る。
②高齢者が「身近な場所で」「仲間と一緒に」「運動を中心とした」活動に参加することで、心身機能の維持改善を図る。
③地域住民の集いの場等において、出張演劇を通じて馴染みの関係を築くことで、ご自身や家族の健康不安から介護保険制度に関することまで相談しやすい施設づくりを行い、早期に必要なサービスへつなげることで住民が住み慣れた地域で安心した生活が継続できる体制づくりを進める。

【事業内容】①老人ホームの空きスペースを活用した学童保育
(屋内遊びや学習支援等の実施)
②老人会・自治会との合同による健康体操教室
③地域交流のための「健康相談」・
「介護保険制度」をテーマとした出張演劇





第4次計画における方針と主な取組



主な取組

重点

社会福祉法人と連携して地域づくりに取り組むための場の充実【市・市社協】

◇ 「共生型サービス」についての制度周知【市】

社会福祉法人が「地域公益事業」を実施する際に、学識経験者や地域住民等から意見聴取を行う場である「地域協議会」の機能を拡充し、地域公益事業を実施する場合に限らず、地域と連携した活動を推進するにあたっての意見聴取や、社会福祉法人が抱える地域福祉の取組に関する課題への対応について協議が行えるようにすることで、社会福祉法人が地域貢献や地域ニーズを反映した取組を推進しやすい環境づくりを行います。

あわせて、障がい者と高齢者について、切れ目のない支援の提供を行うことを目的とする「共生型サービス」については、その制度周知を図ります。

【参考】共生型サービス

- ◆法改正(平成30年(2018年)4月1日施行)により、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等について、障がい児(者)と高齢者が共に利用できる「共生型サービス」を創設。
- ◆障害福祉又は介護保険のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくするもの。
- ◆本市においては平成30年度(2018年度)に初めて本サービスを実施する事業所を指定。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
社会福祉法人と連携した地域支援ネットワークの構築	行政	・「地域協議会」における協議事項の拡充(地域公益事業を実施する場合に限らず、地域と連携した活動を推進するにあたっての意見聴取や、社会福祉法人が抱える地域福祉の取組に関する課題への対応についての協議 など) ・「共生型サービス」についての制度周知
	市社協	・各社会福祉法人の地域公益事業を促進するための情報提供
	社会福祉法人	・「地域公益事業」の実施など、地域貢献の推進



基本方針Ⅲ－3－(3)

～ NPOや民間事業者等との連携推進 ～

現状と取組における課題

これまでも本市においては、民間企業等による CSR(企業の社会貢献活動)等、多様な主体が行う活動と連携した様々な取組が行われており、まちづくりセンター等においても、地域の民間企業やNPO法人との協働による地域づくりを行ってきました。

また熊本地震の際には、避難所となった本市内の各大学において、大学生がその運営の中心の主体となり、LINE(ライン)等の SNS サービスを活用した効率的な運営を行うなど、非常に大きな役割を果たしました。

「地域共生社会」の実現に向けては、このような若い世代が持つアイデアや行動力等をはじめとし、従来の地域福祉の推進主体だけでは持ち合わせない、多様な主体が持つ資源やノウハウ等を取り入れながら、連携して地域づくりを推進していく必要があります。

実施中の主な事業や取組

地域の活性化や新たな社会資源の創出等を目的として以下の取組を行っています。

◇ 多様な主体と連携・協働による取組の推進

- 大学や民間企業、NPO法人と連携し、健康づくりや防犯、まちづくり等、連携・協働による取組を推進

【 主な事業や取組（福祉分野・まちづくり分野等） 】

事業名等	所管課等	事業概要
ちょこっとパトロール (再掲)	託麻まちづくりセンター ちょこっとパトロール実行委員会	地域住民の方々が日常的に行っているジョギングやウォーキング、ペットの散歩等のついでに「あいさつパトロール」をする防犯ボランティア活動。参加者には特典として、オリジナル着衣等を提供。
西区魅力アップチャレンジプログラム事業	西区総務企画課	西区役所と民間企業で実行委員会を立ち上げ、事業が軌道に乗るまでの3年間、本市より負担金を支払い、その後は当該企業が事業を継続。平成30年度(2018年度)から始まり、令和元年度(2019年度)は釣り大会とキャンプを実施。
大学連携まちづくり推進経費	西区総務企画課 西区内まちづくりセンター	東海大学・崇城大学・熊本学園大学と地域住民が連携し、地域の魅力発信や地域課題の解決に向け、新たな手法を活用したまちづくりに取り組む。
子育て世代からのアンチエイジング事業	北区保健子ども課	熊本保健科学大学と提携し、幼児健診対象児の保護者に対して、骨密度や血糖を測定することで健康づくりのきっかけを図る。検査結果は熊本保健科学大学が集積・分析し、その後の政策に活かす。



幸田まちづくりサポーター (まちづくり活動支援事業)(再掲)	幸田まちづくりセンター	幸田地区内の人材を発掘し、まちづくりサポーターとして地域活動に携わるきっかけをつくり、将来的な担い手の育成へと繋げる。
協働委託(地域委託)の実施	地域政策課 各事業課	NPO法人の持つ専門性や、町内自治会等地域団体の持つ地域力などを活用して、より効果的できめ細かな事業を進めるため、NPO法人や地域団体と行政が契約を結び事業を実施する手法であり、主に地域の公園管理や、相談事業等の業務委託を実施。

【 主な事業や取組 (熊本市社会福祉協議会) 】

事業名等	所管課等	事業概要
災害ボランティア事業	熊本市社会福祉協議会	3 大学(熊本大学、熊本保健科学大学、熊本県立大学)との連携訓練として、隔年ごとに開催する「災害ボラセン設置・運営訓練」を実施。協定締結先である防災士会、青年会議所及び周辺市町村社協(山鹿市・上益城 5 町)との連携訓練も兼ねて実施。

【多様な主体と連携した地域福祉の推進】

～ 大学と連携した災害対応訓練の実施 ～

(市社協、熊本大学、熊本保健科学大学、熊本県立大学)



平成 24 年(2012 年)7 月の九州北部豪雨災害を契機に災害ボランティアセンター(市社協)と大学の連携の必要性が高まりました。

その後、熊本市内の医療、福祉系の大学と連携のあり方を模索し、平成 26 年度(2014 年度)には熊本大学、令和元年度(2019 年度)には熊本保健科学大学の会場を借り、大学生と一緒に訓練を実施しています。

また、協定締結先である防災士会や青年会議所、周辺市町村社協とも合同で訓練に参加していただいています。

熊本地震を経験し、若い人材の養成と多様な業種とも連携や協定を進め、防災力、受援力の向上を目指しています。



第4次計画における方針と主な取組

主な取組

- ◇ 多様な主体のアイデアや技術等を活かした地域福祉活動の推進【市・市社協】
- ◇ 「赤い羽根共同募金」等の募金活動への協力依頼【市社協】
- ◇ 企業活動の一環として地域福祉活動を推進する仕組みづくり【市・市社協】

「地域共生社会」の実現に向けては、これまでの健康づくり分野等が行ってきた研究機関等との連携に加え、まちづくり分野等が行ってきた協働での地域づくりの取組や視点を取り入れることで、行政等では持ち合わせない様々な主体のアイデアや技術等を活かした地域福祉活動の推進に取り組むことが必要となります。

また、大学生をはじめとした若い世代に対しては、地域福祉に対する意識の醸成を図るとともに、積極的に連携して取組を実施することで、若い世代が持つ力を活かした地域福祉の推進を図ります。

あわせて、民間事業者等に対しては、地域福祉活動についての理解促進を働きかけ、地域団体等の活動財源確保のため「赤い羽根共同募金」等の募金活動に一層の協力を依頼するとともに、企業活動の一環として地域福祉活動を位置づけ、推進する仕組み等についても検討を行います。

各主体の役割

取組	主体	取組における役割(期待されること)
NPOや民間事業者等との連携推進	行政	・民間企業等との連携による地域づくりの推進 ・大学生等に対する意識の醸成と連携した取組の実施 ・企業活動の一環として地域福祉活動を推進する仕組みづくり
	市社協	・「赤い羽根共同募金」活動の推進 ・大学生等に対する意識の醸成と連携した取組の実施 ・企業への地域福祉活動参加の働きかけ
	NPO	・柔軟性・機動性・専門性を活かした、効果的できめ細かな取組の実施
	教育機関・研究機関	・行政、市社協と連携した取組の実施 ・専門的知見を活かした地域福祉や地域づくりの推進
	民間事業者等	・「赤い羽根共同募金」活動への理解と協力 ・企業活動の一環として地域福祉活動の推進